

住民票等の省略について

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

今回の申請にあたり、_____年 月 日付けで許可された、(都道府県・市名)_____

(許可番号)_____の許可証の写しを提出し、住民票等の添付を省略します。

【参考】

1 代用できる許可証

次の許可のうち、当該許可の日から起算して5年を経過しないもの。

〈自動車リサイクル法〉

・解体業の許可 ・破碎業の許可 ・破碎業の変更許可

〈廃棄物処理法〉

・産業廃棄物収集運搬業の許可

・産業廃棄物処分業の許可

・産業廃棄物処理業の変更許可

ただし、「別に受けた許可に係る許可証の提出の有無 (有)・無」、「廃棄物処理法施行規則第9条の2第5項(同第10条の4第5項、第10条の12第2項、第10条の16第2項、第11条第8項)の規定による許可証の提出の有無 (有)・無」と記載されたものを除く。

2 省略できる添付書類

・本人の住民票の写し及び登記事項証明書

・役員住民票の写し及び登記事項証明書

・株主等の住民票の写し及び登記事項証明書又は商業・法人登記の登記事項証明書

・政令で定める使用人の住民票の写し及び登記事項証明書

・法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書

3 留意事項

・更新の申請の際には、省略できないこと。

・役員の変更届には、新役員に係る住民票等の添付が必要であること。

・審査において必要と認められる場合には、省略できない場合もあること。